

～「ハンセン病問題」から、
「生き方・人権・共生社会」を考え、行動するわれらに～

◎ 3年 組 番名前 _____

1 あなたは、これまでに「ハンセン病」問題のことを知っていましたか？

はい いいえ

2 「はい」と答えた人は、だれから「ハンセン病」のことを聞きましたか。
(学びましたか)

①親・家族 ②先生 ③テレビ・ラジオ ④新聞・雑誌 ⑤その他
* が療養所で働いている(働いていた)

3 どんなことを聞きましたか(知っていましたか。*覚えている範囲で)

4 「ハンセン病」問題の基礎知識を学ぼう！

問題①
問題②
問題③
問題④
問題⑤
問題⑥

5 考えたことや、もっと知りたいことや疑問

⑥ 限目資料

◎◎市民として。《正しく知り、正しく行動する。》

◎◎ 中学校3年生から地域に発信します。

学んだことをもとに、「正しく知ってもらう」ことを目的に

写真にふさわしい説明パネルをクラス・班でつくり ◎◎中学校3年生から地域に発信します。

① 自分の調べたい（発信）内容を1つ決めて、まとめる

② クラス班で分担している内容について調べる（まとめる）

合計2つ以上

【現地研修や歴史館、資料で調べる】

歴史的なできごとや施設(史跡)・キーワードをもとに紹介する内容(メッセージ)を考えます。	分担	班	私の気になった事 調べたいこと・分担など
① 長島愛生園（国立療養所として）	3A	1	
② 呂久長島大橋（人間回復の橋）	3A	2	
③ 収容棧橋	3A	3	
④ 入所者のいま（金泰九さんからの学び）	3A	4	
⑤ 収容所（回春寮）跡	3A	5	
⑥ 園内通用票	3A		
⑦ らい予防法について 1996年廃止まで	3B	1	
⑧ 監房跡 懲戒検束権（重監房）	3B	2	
⑨ 火葬場跡 しのび塚	3B	3	
⑩ 恩賜記念館の南のがけ	3B	4	
⑪ 恵の鐘 長島事件	3B	5	
⑫ スチーム管 後遺症	3B		
⑬ ハンセン病に対する差別・偏見	3C	1	
⑭ 大風子油	3C	2	
⑮ プロミン 治療法	3C	3	
⑯ 万霊山	3C	4	
⑰ 納骨堂 納骨堂全面	3C	5	
⑱ 無らい県運動	3C		
⑲ ハンセン病国家賠償訴訟	3D	1	
⑳ 納骨堂、遺骨の棚 ふるさと	3D	2	
㉑ 一郎道	3D	3	
㉒ 新良田教室（高校）跡 高校への道	3D	4	
㉓ 新良田教室（高校）の 希望の碑	3D	5	
㉔ 旧事務本館（歴史館）	3D		
㉕ ハンセン病（問題）とは	3G		
㉖ 日本、世界のハンセン病の現状 取り組み	3F		
㉗ 世界遺産へのうごき 取り組み	3F		

⑦限目資料

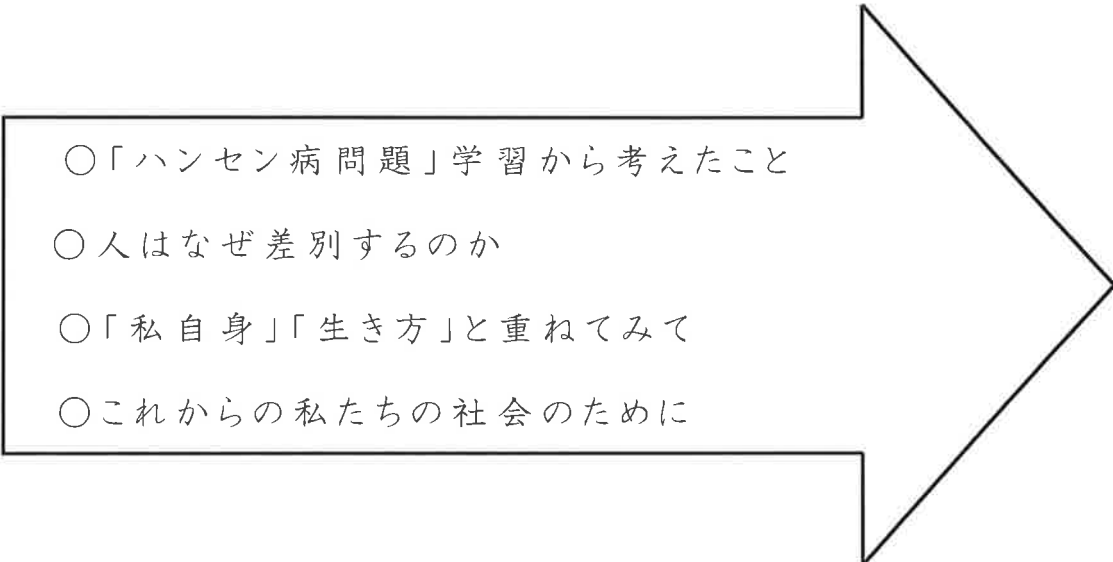
◎◎中学校 地域学習に取り組んで

1 参考：世界遺産の評価規準にして

iii 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

・・・長島は「国策による強制隔離の徹底（1931年）」から「らい予防法」の廃止（1966年）、「国家賠償請求訴訟における原告勝訴の判決（2001年）」にわたる、ハンセン病に対する国の政策、社会のありかた、入所者のみならず家族も含めて、回復してもなお、厳しい差別や偏見・苦悩と苦難の歴史によってかたちづくられた「島」である。

2 《わたしが長島で考えたこと・学んだこと・そしてみんなに伝えたいこと》を
まとめよう。 〈発信します〉

- 
- 「ハンセン病問題」学習から考えたこと
 - 人はなぜ差別するのか
 - 「私自身」「生き方」と重ねてみて
 - これからの私たちの社会のために

わたしが長島で考えたこと・学んだこと・そしてみんなに伝えたいこと

顕著な普遍的価値への言明

(中略)

したがって、ナガシマは顕著な普遍的な価値を持っている

◎◎中学校 3年 組 名前 _____

4-1 世界文化遺産

(1) 現状分析

現在の日本の暫定一覧表は事実上閉じた状態である。今後の追加記載の可能性について具体的なタイミングは不明だが、手順を踏んで準備を進めるべきである。

(2) 準備を進めるにあたってのマニュアル

①「世界遺産条約履行のための作業指針 2017年改訂版」(いわゆる作業指針。最新版は日本語なし。)

Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention

②「世界遺産推薦準備のてびき」(いわゆるリソースマニュアル。日本語版なし。)

Preparing World Heritage Nomination, World Heritage Resource Manual

4-2 顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value)

世界遺産に登録される資産が有していなければならない価値。

(1) 定義(作業指針)

文化的及び/または自然的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日および次世代のすべての人類にとって共通に重要であること。

(2) 顕著な普遍的価値を支える3大基礎

1つでも欠けると「顕著な普遍的価値」の存在を証明したことにならない。

顕著な普遍的価値

資産が1以上の
世界遺産評価基
準を満たしてい
ること

資産が関連する
完全性と真実性
の状態を満たし
ていること

資産が保存管理
体制の要件を満
たしていること

(3) 留意点 「顕著な普遍的価値」の内容は登録直前まで確定しない。

4-3 本件に適用可能な評価基準

(iii) 現存しているか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

【可能性】長島は「国策による強制隔離の徹底(1931年)」から「らい予防法の廃止(1996年)」、「国賠訴訟における原告勝訴の判決(2001年)」にわたる、ハンセン病に対する国の政策、社会の風潮等、入所者のみならず回復してもなお、回復者等を取り巻く差別や、彼らの苦悩と苦難の歴史によって形作られた「文化的伝統」が島という立地や空間構成に反映された場所であると考えられる。ハンセン病をめぐる歴

【世界遺産の評価基準】

顕著で普遍的な価値を有するとされる世界遺産は次の10の評価基準のいずれかひとつ以上に該当しなければならない。（「作業指針」第77項）

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも稀有な存在）である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接又は実質的関連がある（この基準は他の基準と合わせて用いられることが望ましい）。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類いまれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息域など、生物多様性の生息域内保全にとって重要な自然の生息地を包含する。

3.3 顕著な普遍的価値の言明

3.3.a 総合的所見(摘要)

富士山は、日本の最高峰(標高3,776m)を誇る独立成層火山であり、神聖で荘厳な形姿を持つことから、日本を代表し象徴する山岳として世界的に著名である。

富士山に対する信仰は、山頂への登拝及び山域・山麓の霊地への巡礼を通じて、富士山を居処とする神仏の霊力を獲得し、自らの擬死再生を求めるといった独特の性質を持つ。そのような信仰の思想及び儀礼・宗教活動の進展に伴い、火山である富士山への畏怖の念は自然との共生を重視する伝統を育み、さらにそれは、荘厳な形姿を持つ富士山を敬愛し、山麓の湧水等の恵みに感謝する伝統へと進化を遂げた。その伝統の本質は、時代を超えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承された。

また、それらの伝統は、富士山の数多の形姿を描いた葛飾北斎及び歌川広重の浮世絵の作品を生み出す母胎となり、顕著な普遍的意義を持つ富士山の図像の源泉となった。こうして、富士山は日本及び日本の文化の象徴として記号化された意味を持つようになった。

このように、富士山は、近代以前の山岳に対する信仰活動及び山岳への展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、世界的な「名山」としての地位を確立した。したがって、それは顕著な普遍的価値を持っている。

3.3.b 評価基準の適用

評価基準(iii)

富士山を居処とする神仏への信仰を起源として、火山との共生を重視し、山麓の湧水等に感謝する伝統が生まれ、その本質は、時代を越えて今日の富士登山及び山域・山麓の霊地への巡礼の形式・精神にも確実に継承された。富士山とその信仰を契機として生み出された多様な文化的資産は、富士山が今なお生きている山岳に対する文化的伝統の類い希なる証拠であることを示している。

評価基準(iv)

富士山は、近代以前の山岳に対する信仰活動及び山岳に対する展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、「名山」としての世界的な地位を確立した。

評価基準(vi)

19世紀前半の浮世絵に描かれた富士山の図像は、近・現代の西洋美術のモチーフとして多用され、西洋における数多の芸術作品に多大なる影響を与えたのみならず、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着した。富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つ類い希なる山岳である。

3.3.c 完全性の言明

資産の全体は、富士山の『信仰の対象』の側面から、顕著な普遍的価値を表すのに必要なすべての構成資産・構成要素を含むのみならず、資産の重要性を伝える諸要素(attributes)・過程(process)を完全に表す上で適切な範囲を包括している。また、資産の範囲には、①富士山域に対する代表的な展望地点、②それらの展望地点からの富士山域に対する展望景観など、『芸術の源泉』の側面を表すすべての構成資産及び構成要素が含まれている。したがって、資産は高い完全性を保持している。

3.3.d 真実性の言明

個々の構成資産・構成要素・要素の性質により選択した属性に基づき、各々の構成資産・構成要素・要

素はそれぞれ高い水準の真実性を維持している。

富士山城は、「精神」、「機能」の属性に基づく高い真実性を保持している。また、神社・御師住宅の建築・敷地は、「形態・意匠」、「材料・材質」、「伝統・技術」、「位置・環境」、「用途・機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。さらに、溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝等の富士山信仰に関連する遺跡は、「形態」、「位置・環境」、「感性・精神」、「機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。

3. 3. e 保護と管理に必要な措置

資産は、文化財保護法に基づき指定された重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物、自然公園法に基づき指定された国立公園、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに該当し、良好に保護されている。2つの展望地点からの展望景観についても、同様に良好な保護状態にある。

また、緩衝地帯においては、上記と同様の保全措置が講じられているほか、景観法をはじめとする様々な法令・制度等により、適切な保全が行われている。特に、本栖湖(構成要素 1-9)の北西辺及び富士山城(構成資産 1)の東辺の2箇所については、緩衝地帯を設けていないが、山梨県景観条例による行為規制、開発の困難な地形的制約、隣接地における現状の土地利用形態などにより、いずれも資産内から望まれる景観への負の影響は想定し得ない。

山梨県・静岡県、関係地方市町村は、文化遺産の保護に係る主務官庁である文化庁をはじめ、環境省・林野庁等の国の関係機関との協力関係の下に、資産の包括的な管理体制を整備するために富士山世界文化遺産協議会を設置した。この協議会は、富士山の調査・保存のための学術委員会の専門家による助言を受ける。

2012年1月の包括的保存管理計画には、資産全体及び個々の構成資産の特質に応じた保存管理・整備活用の方法をはじめ、国・地方公共団体・関係機関がそれぞれ果たすべき役割を含む。

世界文化遺産「顕著な普遍的価値の言明」文案作成

長船中学校では3年生（73期生）112名全員が地域学習としてハンセン病問題学習に取り組み、長島を訪問し学んだこと、伝えたいことの成果として世界文化遺産「顕著な普遍的価値の言明」を作成されました。その中から、私どもの今後の言明案作成に参考としたいアイデア・視点で簡潔に作成された文案をご紹介します。

3年A組 田中 美羽

長島愛生園に行き、自分で見て、普通の島だなと思った。家が点々とし、普通の島に見えるが、収容棧橋→収容所→監房→納骨堂→恵の鐘→歴史館を見てまわり、暗い歴史が見えた。

収容棧橋では「ここから、すべてが始まったんだな」と思った。今は崩れて、もう外に出て行っていいよって呼びかけているようで安心した。

収容所では、実際に中に入ってベッドやお風呂を見たりして寒い雰囲気だった。皆で入っても間が空くぐらい広く、お風呂は狭かった。ここでDVDで見た消毒をかけられたり、検査されたりしたんだなと実感した。

監房はDVDにも出てきていなく、初めて見た。大きく、中に一人で入ると寂しいなと思った。納骨堂はこれまで見た中で、一番きれいで、白かった。何千人以上の人々が家族にさようならを言えないまま亡くなって、しかも家族の元や、自分の居場所がないことを目の当たりにする切なさに心が痛んだ。

恵の鐘は唯一、患者さんの希望や怒りが見えた場所。そこからの眺めは良く、昔はどのように映っていたのかが気になった。

実際に長島愛生園に行き、分かったことや感じたことが多く、DVDでは語られなかったことが聞けて良かった。偏見や差別はだめだと分かっているけど、やってしまう人間なのでその考えをどう変えていくかが大切だと改めて思った。ハンセン病の偏見は今ではもう少なくなっているかもしれないが、自分の普通を貫くのではなく、違う角度や方向から見て、新しい考えをもっていきたいということを私は皆に伝えたい。したがって、ナガシマは顕著な普遍的な価値を持っている。

3年B組 後藤 愛実

私が「ハンセン病問題」学習について考えたことは主に二つ。一つは「国家の間違い」、一は「差別の意義」。

「国家の間違い」、それは「らい予防法」を確立させたことだと私は考える。法律になれば全員逆らえない、全員が「らいは伝染病だ」と信じてしまう。もし、この法律がなければ尊い人権も、一生離れなかったであろう人々も守れていたはずだ。間違った偏見も差別も根強く残らなかったはずだ。

次に「差別の意義」。このハンセン病における差別は実に「無用」。家族との縁を切る、名前を捨てる、自由を奪われる。このような人権侵害の理由が「日本の見栄、世間体を守るため」。その程度で潰れる世間体ならたかが知れている。もっと早くハンセン病についての研究をすれば解決だっただろう。後で思っても遅い。後悔はできるが事実を変えることはできない。これからの社会にも私たちにも言えることだ。

その後悔の事実と、国家の罪の象徴・証拠がナガシマだと私は強く考えている。したがって、ナガシマは顕著な普遍的な価値を持っている。



生徒代表が学習の成果を中尾会長に報告しました。（左：木下桃果さん、右：後藤愛実さん）2020年3月23日

わたしが長島で考えたこと・学んだこと・そしてみんなに伝えたいこと

顕著な普遍的価値への言明

私は、この「ハンセン病問題」の学習を通して、私が考えていた差別は本当はもっと身近にあったのだと気がさしました。何の罪のない人々が差別を受け家族と一緒に暮らせなかったという事実を知り、私は差別をするということの残酷さを感じました。この学習を通して今まで自分が無自覚でいた差別がどれほど人を傷つけたのか、差別という名のナゲの恐はについて知りませんでした。では、なぜ人は差別をするのか考えました。答えは、確かではありません。でも、私なりの答えは、「自分が標準であり、当たり前」と小さなさしにおいてあの人は、「普通ではない」と簡単に言うからです。世の中の一般的なものと対比して差別をするのは、あまりにも残酷ではないでしょうか。しかし、人は差別を無自覚にしてしまう。それは、普通という小さな世界にとらわれてるからだ」と私は思う。私自身もこれまで差別をしてきたからだ。自分や周りたちが子供を見て、「あの子はみんなと違う。変だ。」と思っていた自分がいた。しかし、この学習を通して今までの自分の考えが間違っていたことに気がついた。だからこれから私は、たくさんの人に出会った時、その人の、その人だけの良いところを探して認めた。今までできなかった「差別」ではなく、「尊重」をしたいと思います。そうすれば、今まで見えなかった世界が見えると思う。たくさん違う考え、個性的な考えを持った人と出会い互いに考えを深めていきたいと思います。ここからの私たちが暮らす社会で、大切なことは、互いを尊重し、理解・認め合うことです。違って当たり前。普通という小さな世界ではなく、当たり前じゃない大きな世界を目指していきましょう。世界は広くて違った考えや見た目、種族、たくさんの方がいる。でもみんな同じ人間。同じ地球に生きています。みんながみんなを好きになってあげない。それでも、尊重し、広い心で認めることがここからの社会に必要なことだ」と私は思う。「差別」のない世界を実現しよう。

したがって、ナガシマは顕著な普遍的な価値を持っている

◎長船中学校3年 B組 名前 沙

第3学年進路・人権学習 道徳デザイン案

1. 主題 差別をなくそうとする生き方に学ぶ
～ 統一応募用紙制定(就職差別撤廃運動)への取り組みを通して～
2. 目標
 - ・「統一応募用紙」の取り組みと出会い、被差別の人々の差別への闘いと、たくましい生き方に共感する。
 - ・自分の進路も含めた生き方と結びつけて考え、これからの差別をなくそうとする生き方につなげていく。
3. 学習時間(計①②時間)
第①時職業選びのポイント～社用紙から就職差別を見抜く～
(第②時「統一応募用紙」への取り組み)
4. 指導案(第1時)
目標: 従来の「社用紙」の内容を確認し、その問題点や差別性に気づく。

<p>0. 道徳教科書を使って、社会参画・公共の精神、社会正義について学ぶ。</p> <p>1. 自分自身の現在の進路に関わる取り組みを振り返る。</p> <p>2. 自分が会社への入社試験を受けるときに、自分の何をみてもらいたいかについて考えていく。</p> <p>3. 「社用紙」の内容を書いてみる。気がついたことを発表する。</p> <p>4. 「社用紙」の問題点について話し合う。 ・問題のあると感じる項目や必要ないと思われる項目に印をつける。 ・印をつけた理由を考え発表し合うなかで、「社用紙」の問題点の共通理解を深めていく。</p> <p>6. どのような項目のある社用紙で、就職試験を受けたいか考えを出し合う。</p>	<p>・これまでの進路学習の取り組みを振り返らせると共に、その先に就きたいと今考えている仕事を想像させる。</p> <p>・「実際に入社試験を受けるとすると、自分の何をみて欲しいですか。」と問い、それぞれの生徒の考えを出させたい。 ・生徒からは、「やる気」「根気強さ」など、自分の能力や意欲・関心、適正などについての意見が出されると思われる。《適性と能力》 ・「入社試験に使われていた応募用紙です。何か気がついたことはありますか。」と尋ねながら社用紙(社用紙とは就職時の応募用紙のことで、企業が独自に様式を定めていた)を配布し気がついたことを出し合わせたい。 ・それらのつづやきを基に社用紙のなかの差別性について話し合わせていきたい。 ・また、社用紙のなかの差別性を見抜けない生徒には、この先差別を受ける危険性があることにも気づかせたい。 ・「住居区分」などの分かりにくい言葉については、その都度説明していきたい。</p>
--	---

7. 統一応募用紙の取り組みについて知る。

8. 現在使用されている「統一応募用紙」を見て、従来の社用紙や自分たちで考えた社用紙との違いについて出し合い、その特徴を掴む。

9. 「統一応募用紙」が作られた過程を知る。

10. 面接で、親の仕事などがきかれたら？どうするか？

11. 友だちの意見を聞いて、気づいたことや考えたこと、感じたことをワークシートに記入する。

・「どのような項目のある社用紙で、就職試験を受けたいか。」と問い、自分たちのクラスで社用紙を作るつもりで、必要な項目と必要でない項目を出させてそ生徒からは、「誰か分からないといけないから名前は必要である。」「連絡先は必要だから住所や電話番号は必要だけど、本籍の欄はいらぬい。」「何を会社でやりたいのか、どうして入社したいのか、やる気を判断したいので、動機を書くところは必要だと思う。」

といった考えなどが出されるだろう。

「適性と能力」以外が、選考の基準になっているのは差別、不利益があってはいけないので、応募用紙を統一しようという取り組みがうまれました。」と、統一応募用紙の取り組みについて紹介。

・「社用紙」には問題があったことを確認させる。

・2015年度改訂「統一応募用紙」とワークシート

②を配布し、従来の社用紙や自分たちが考えた社用紙との違いについて気づかせる。

・生徒から意見が出されてくるなかで、「本人の能力・意欲・関心・適正が採用の基準となるように作られていること」「本人以外に関わる欄がないこと」「志望動機の記入欄が大きいこと」などに着目させたい。

・資料(調整中)を読み、統一応募用紙が作られるようになった過程について理解させたい。そのときに、「統一応募用紙は被差別部落の人々の運動から始まり、多くの高校生や教師が運動して実ったこと」、それにより「すべての高校卒業生に対して公平な採用を保障することになったこと」を押さえたい。

・不適切質問に答えられない力をつけさせる

*** 高校入試での受け応えを指導する**

・発表させて、考えを交流させたい。